

建設工事週休２日制適用工事 実施に関するＱ＆Ａ

令和７年４月

松 戸 市

Q & A利用上の注意

1. Q & Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合がありますので、ご了承ください。
2. Q & Aの記載内容は、標準的な考え方を示しています。入札公告や特記仕様書等で特別に記載している内容については、Q & Aの内容に係わらず、そちらの指示に従ってください。
3. 週休2日制適用工事を受注する場合は、財務部契約課ホームページに掲載されている最新のマニュアルや様式をご確認ください。

Q 1 昨年度までの松戸市建設工事週休2日制工事試行実施要領との違いは。

A 1 従来の週休2日制適用工事（対象期間全体における現場閉所率で4週8休の達成を判断）を「通期の週休2日」として定義するとともに、新たに月単位の週休2日（対象期間内の全ての月において、月ごとの現場閉所率で4週8休の達成を判断）を新設しました。補正する係数は千葉県に準じるものとし、当初の予定価格において、月単位または通期の週休2日達成を前提とした積算を行い、達成状況確認後、月単位または通期の週休2日に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更することとします。

Q 2 現場閉所する日の決まりはありますか。

A 2 曜日指定等はなく、対象期間（現場着手日から現場完成日まで）のうち4週8休相当（現場閉所率28.5%）の現場閉所に向けて取組をしてください。

※月単位の週休2日の場合には、対象期間内の全ての月で4週8休相当（現場閉所率28.5%）の現場閉所が必要です。

しかしながら、本要領の趣旨を理解いただき、土日祝日を休工とすることに努めてください。現場閉所予定日は、受発注者で協議してあらかじめ決めておいてください（要領第5条第3項）。

Q 3 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日の取扱いは。

A 3 事前に監督職員に連絡（電話やメールで可）をした場合、現場閉所日として扱います（要領第2条第3項）。

Q 4 平日が降雨で休工となり、次の土曜日に作業を行った場合、降雨による休工日は振替日として扱えますか。

A 4 事前に監督職員に連絡（電話やメールで可）もしくは協議を行えば扱えます。

Q 5 要領第2条第3項でいう「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 5 次のような場合が考えられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害防止作業等）及び災害発生時の対応作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

Q 6 要領第3条で対象外となる「現場施工が1週間未満の工事」とはどのような意味ですか。

A 6 現場における「工事本体」の作業が1週間未満（不稼働日含む）の場合には、週休2日の取り組みがあまりにも短くなってしまうため対象外としています。

発注時点で明らかな場合には対象外としますが、契約後、受注者が工程表等を作成した時点で現場施工が1週間未満となった場合にも対象外として処理します。

※現場閉所日をカウントする「対象期間」は準備工、後片付けを含めた期間を指し、この規定の「現場施工」とは考え方が異なりますので注意してください。

Q 7 要領第3条の「社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事」とは、どのような工事ですか。

A 7 次のような工事が考えられます。

- ・災害復旧工事
- ・供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事 など

Q 8 計画していた現場閉所予定日に作業をした場合はどうすればいいですか。

A 8 本要領の趣旨を理解いただき、振替閉所日を設定して対象期間内の4週8休が達成できるようにしてください。

Q 9 当初提出した工程表等に変更が生じた場合にはどうすればいいですか。

A 9 監督職員と協議のうえ、再度、要領第5条第3項に規定される工程表等を提出していただき、それをもとに現場閉所を実施してください。

Q 10 午前中作業をして、午後雨天のために現場閉所した場合、現場閉所日にカウントできますか。

A 10 カウントできません。要領第2条第3項のとおり、1日を通して現場作業を行っていない場合のみ、現場閉所日にカウントします。

Q 11 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 11 週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。ただし、要領第5条第5項に規定されるような受注者の責によらない理由の場合には工期の延伸について協議してください。

Q 12 受注者がやらなければならない作業、資料作成等について教えてください。

A 1 2 詳細は要領をご覧ください。主に以下の作業が必要です。

1. 発注者との工事工程等共有
2. 現場閉所予定日がわかる工程表等を打合せ簿で協議
3. 工事掲示板等に週休2日制適用工事である旨の掲示
4. 毎月履行報告書へ現場閉所日数の記載＋チェックリストの提出
(この際、現場閉所の確認用に作業日報等を提示してください)

Q 1 3 現場代理人及び主任（監理）技術者を兼務した場合の扱いはどうなりますか。

A 1 3 あくまでも工事単位で判断します。適用工事が現場閉所を行っていれば、兼務工事の稼働状況は関係ありません。

Q 1 4 夜間工事における施工日はどうなりますか。

A 1 4 着手した日を施工日として計上してください。

例：金曜日の22：00～土曜日の5：00 までの夜間工事の場合
⇒金曜日を施工日として計上する

Q 1 5 週休2日を達成できなかった場合、ペナルティーはありますか。

A 1 5 工事成績評定点の減点はいりません。

Q 1 6 月単位の週休2日の場合、要領第5条第4項に基づき、毎月現場閉所・休日確保状況を確認するようですが、ある月は4週6休相当、ある月は4週8休相当等となった場合、最終的な判断はどのようにしますか。

A 1 6 月単位の週休2日は、すべての月において4週8休相当の達成している状況を指します。ある月で4週8休を達成できなかった場合は、通期で4週8休相当の達成ができているかを確認し、達成状況に合わせて減額変更を行います。

※補正は3段階

- ①月単位の週休2日達成⇒変更なし
- ②月単位が達成できず通期のみ達成
⇒通期の週休2日の補正係数に変更
- ③月単位及び通期未達成⇒補正なしに変更